

第26回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年6月26日(金)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時20分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第3号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地の賃貸借権解約について
(3) 非農地証明願出について
5. 出席委員(16人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 渋谷 由勝
6. 欠席委員(0人)
7. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第26回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第26回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員1名 計16名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 入間川 昭一 委員 13番 松浦 朋子 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、佐竹智弘代表委員よりご説明をお願いします。

○4班代表委員（佐竹智弘委員）

第4班代表委員の佐竹智弘です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年6月26日提出。

番号1、高館熊野堂字舞台中37番、地目は登記現況ともに田、登記面積2,319㎡、権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名については総会資料の

とおり、譲受人の経営面積150a世帯員3人労力人2人、後継者の贈与です。

番号2、高館熊野堂字大沢58番外22筆で田18筆、畑5筆、地目は登記現況ともに同じ、登記面積田が17,727㎡、畑2,117㎡合計19,844㎡、権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積104a世帯員6人労力人3人、売買で山林宅地を含め全部で430万円です。

担任委員会での実情調査では、現地の状況は荒地で、譲受人は造園業を営んでいる方です。譲受人の現況としては、農機具は耕運機と草刈機ぐらいしか所有していないとのことでした。田については、下刈りをしてみて田に水を引ける状態であれば水田に戻して耕作したいとのことでした。不可能であれば、庭木を置いて果樹を耕作したいとのことでした。また、周りの農地に迷惑をかけないように管理したいとのことでした。

番号3、高館熊野堂字舞台下21番、地目は登記現況ともに田、登記面積1,743㎡、権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積109a世帯員5人労力人2人、後継者の贈与です。

番号4、高館熊野堂字舞台中36番2外5筆、地目は登記現況ともに田、登記面積合計2,909㎡、権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積37a世帯員6人労力人4人、後継者の贈与です。

議案第1号2番につきましては、6月24日の担任委員会で、申請書類を審査し実情を聴取いたしました。

現状の農地は耕作放棄地となっており、農地取得後に営農するためには相当な整地作業が必要であることから、この点を含め譲受人に確認いたしました。

その結果、譲受人からは間違いなく耕作出来る状態に整備し、自身で営農するとの意思表示があり、そのための機材についても準備できるとの確約がありました。

このことから「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号1番、3番及び4番につきましても、6月24日の担任委員会で申請書類を審査したところ「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の渋谷由勝委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（渋谷由勝委員）

議案第1号2番につきましては、6月24日に担任委員会に同席し、実情をお伺いいたしました。

2番は、仙台市の農家の方がこの農地を取得したいとのこと。この農地の所有

者は破産者となったため、破産管財人弁護士が仙台地方裁判所の許可を得て譲渡人となったものであります。

現状の農地は雑草が生い茂っており、農業を行うためには相当な整地作業が必要ですが、この農家の方に確認したところ、この整地作業を行い、自作地として営農するとの意思表示がありましたので、許可決定は妥当であると考えます。

1番、3番及び4番につきましては、後継者に農地を贈与し名義変更するものです。この3件も許可については、問題ないと判断いたします。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

1番3番4番のうち問題なのは3番ですが、この地区の耕作放棄地がひどいところなので、許可にあたっては耕作放棄地を元に戻してから贈与を許可すべきと、考えます。

○ 議長（大友正一会長）

入間川委員から現状耕作放棄地で、このままの状態では贈与はなかなかものか一度農地に戻してから贈与という意見です。これについて皆さんどうでしょうか。

○ 8番（吉田芳信委員）

1番については、農家を一生懸命やっている農家です。2番については、農地パトロールで耕作放棄地に認定しているところです。3番については、申請地だけ草を刈っていて、譲渡人譲受人は親子でアパート経営不動産をやっているため農業にはあまり力は入らないようです。ただ農業機械は全てあります。4番目については、耕作放棄地ではないのですが農業機械は全然ない。これは他人に田の耕作を頼んでいる。この舞台囲いは未整理地ですが、大きくやっている人は田を作っている。耕作放棄地ただ名義変更でいいのかと思います。

○ 議長（大友正一会長）

両委員からいろいろ出ましたが、耕作放棄地を解消してから贈与というのが好ましいのではないかと。これについて他にご質問ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

2番についてですが、代表委員から実情調査の話を見ると、全部で23筆、草刈機だけで農機具が無い、耕作をやるという覚悟があるという話ですが、実際耕作されるか疑問がある。

それから3番については、耕作放棄地を解消してから贈与の手続きをしてもらいたいと思います。皆さんの最後の判断をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

これについて、採決してよろしいでしょうか。

議案第1号1番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数でありますので、議案第1号1番、4番は原案のとおり決定いたします。

○ 議長（大友正一会長）

議案第1号2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手ございませんので、議案第1号2番、3番は取下げいたします。

《議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の2ページをお開きください。議案第2号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和2年6月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年6月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件 6, 657㎡、更新はありません。

合計3件 6, 657㎡。

2 利用権を設定する土地

田2筆 4, 993㎡、畑2筆 1, 664㎡、

合計4筆 6, 657㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定2件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。10年2件。

③ 借賃（10a当り）。15,000円2件。

④ 所有権移転の売買総額。3,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和2年6月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書3ページから4ページのとおりです。賃借権設定

2件、1, 664㎡、所有権移転1件、4, 993㎡になります。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号については原案のとおり承認いたします。

《議案第3号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

○ 議長（大友正一会長）

なお、議案説明のため、担当部署職員の入室を許可してよろしいでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

異議がないため、入室を許可します。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（佐藤主幹）

議案第3号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」このことについて、令和2年6月5日付で名取市長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を令和2年6月29日（月）まで求められているので提案する。

○ 担当部署（農林水産課 熊谷主事）

議案第3号別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」につきましてご説明させていただきます。

事務局からご説明頂きましたが、ご審議頂きます案件は3つございます。

追加でお送りした、左上に様式第1号とありますものが1件と、資料6ページと資料

14ページの、左上に様式第6号の2とありますものが2件です。様式第1号は農業振興地域の区域の変更を行うもので、様式6号の2は農振農用地の除外を行うものとなります。

様式第1号と、資料6ページの様式第6号の2の2件について一緒にご説明します。こちらは、東日本大震災復興特別区域法に基づいて、名取市震災復興計画により復興整備事業を行った土地について、令和3年に予定している市街化区域編入に伴い、農業振興地域の区域から変更をするものです。閑上地区は震災後、名取市震災復興計画により、被災市街地復興土地区画整理事業区域に位置付けられ、既に土地の造成、農地転用ともに終了しております。美田園北地区は同じく名取市震災復興計画により、防災集落の移転候補地となり、防災集団移転促進事業区域に位置付けられました。こちらにも既に農地転用を終了し、一団の住宅地となっております。これら2地区につきましても、現状、農業振興地域の区域内であり、農地につきましても農振農用地のままとなっておりますので、今回様式第1号で区域の変更と様式第6号の2で農用地からの除外を行うものです。詳細の場所につきましては11ページから13ページの地図をご覧ください。

次に、14ページの様式第6号の2につきましてご説明します。こちらは、農業用資材販売店の拡張に伴い、既存駐車場の隣接地に新たに駐車場を建設し一体として利用する目的で、名取市小塚原字西中塚332番2、1筆289㎡について、農地転用のために除外するものです。(第1種農地の例外規定：既存施設の拡張)以上、ご審議お願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今、事務局から説明がありました。これについてご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手多数でありますので、議案第3号については原案のとおり承認といたします。それでは、議案説明のための担当部署職員の退室を許可します。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地の賃貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）

「農地の賃貸借権解約について」、報告事項（３）「非農地証明願出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○議長（大友正一会長）

ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはいります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

〔7月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第26回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時20分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年7月30日

名取市農業委員会

議 長 _____

署名委員 12番 _____

署名委員 13番 _____